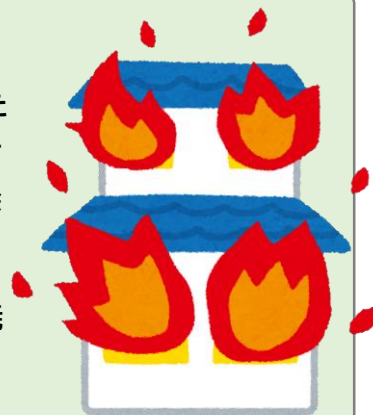


ご存じですか？「失火責任法」

「失火責任法」とは？

隣家の失火（過失）による火災が延焼し、ご自宅が被害にあってしまったとき、失火責任法（失火の責任に関する法律）では「原則として失火者に対して損害賠償責任を問えない。ただし、失火者に重大な過失がある場合は除く。」とされています。

この失火責任法は、我が国では木造住宅が隣接して建築されており、類焼による損害が多くなる場合が多いことから、明治32年に失火者を保護する目的で制定されたといわれています。



「重大な過失」による火災とは？

わずかの注意さえしていれば、火災が発生することが予測できた場合であるのに、著しく注意力を欠いたことにより火災に至った場合をいいます。

「重大な過失がある」と判断された事例

（注）これは、過去の判例に基づく一例であり、事例ごとに状況が異なるため、類似した火災が全て「重大な過失がある」と認定されるわけではありません。

◎石油ストーブの火をつけたまま給油し、タンクの蓋をきちんと閉めずに収納しようとして石油が漏れ、ストーブの火が着火して出火した。

◎危険性を十分認識しながら、寝たばこを続けたため、火種が布団に落ちて出火した。

◎台所のガスコンロに、てんぷら油の入った鍋をかけたまま台所を離れたため、てんぷら油が過熱され出火した事例



火災による被害を軽減するために！

大切な生命・身体・財産を火災から守るためには、日ごろから火災予防を徹底することが最も重要ですが、万が一火災になったときを想定し準備しておくことも大切です。

火災を早期に覚知し避難するために、法令で義務づけられている住宅用火災警報器を設置しましょう。消火器の設置や防災物品（カーテン、じゅうたんなど）の使用も検討してみてください。

また、火災による被害を受けた場合は、修繕や再建に多大なご負担が必要になることがあります。不測の事態に備えて、火災保険への加入もご検討ください。